

雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書の記入例

様式第10号の2の2(第14条の2、第14条の3、第65条の12関係)

雇用保険被保険者 ~~休業開始時賃金月額証明書~~ (安定所提出用) (介護・**育児**)
 所定労働時間短縮開始時賃金証明書

① 被保険者番号	5050-123456-7③	フリガナ	イクキュウ ハナコ	④ 休業等を開始した日	令和 X 6 16	
② 事業所番号	1301-987654-3	休業等を開始した者の氏名	育休 花子	年 月 日		
⑤ 名称	株式会社 行政物流 代表取締役 行政 浩二		〒 164-0001			
事業所所在地	東京都千代田区霞が関 4-5-6		開始した者の	東京都中野区中野 4-1-1		
電話番号	03-5253-1111		住所又は居所	電話番号 (999) 9999 - 9999		
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。						
住所 東京都千代田区霞が関 4-5-6						
事業主 氏名 株式会社 行政物流 代表取締役 行政 浩二						
休業等を開始した日前の賃金支払状況等						
⑦ 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑧ ⑦の期における賃金支払基礎日数	⑨ 賃金支払対象期間	⑩ ⑨の基礎日数	⑪ 賃 金 額		⑫ 備 考
				⑭	⑮	
休業等を開始した日	6月16日					
5月16日～休業等を開始した日の前日	31日	6月1日～休業等を開始した日の前日	15日	150,000		自 X. 11. 21 至 X. 4. 30 160日間 出産・育児のため 賃金支払いなし
4月16日～5月15日	15日	5月1日～5月31日	31日	300,000		
11月16日～12月15日	5日	11月1日～11月30日	20日	200,000		
10月16日～11月15日	31日	10月1日～10月31日	31日	300,000		
9月16日～10月15日	30日	9月1日～9月30日	30日	300,000		
8月16日～9月15日	31日	8月1日～8月31日	31日	300,000		
7月16日～8月15日	31日	7月1日～7月31日	31日	300,000		
6月16日～7月15日	30日	6月1日～6月30日	30日	300,000		
5月16日～6月15日	31日	5月1日～5月31日	31日	300,000		
4月16日～5月15日	30日	月 日～月 日	日			
3月16日～4月15日	31日	月 日～月 日	日			
2月16日～3月15日	29日	月 日～月 日	日			
1月16日～2月15日	31日	月 日～月 日	日			
12月16日～1月15日	31日	月 日～月 日	日			
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日			
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日			
⑬ 賃金に関する特記事項	休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 令和 年 月 日 (受理番号 号)					
⑭ (休業開始時における)雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり → 令和 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 月)					
※ 公共職業安定所記載欄						

雇用保険法施行規則第14条の2第1項、第14条の3第1項及び第65条の12第1項の規定により被保険者の介護又は育児のための休業又は所定労働時間短縮開始時の賃金の届出を行う場合は、当該賃金の支払の状況を明らかにする書類を添えてください。
 本手続は電子申請による申請が可能です。
 なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本届書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号

※	所長	次長	課長	係長	係

- [例示説明]**
- ・ 令和 X 年 6 月 16 日に育児時短就業を開始する場合
 - ・ 賃金締切日が各月末日

④「休業等を開始した日の年月日」

- ・被保険者が2歳に満たない子を養育するための所定労働時間の短縮を開始した日を記入してください。

⑦「休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- ・「休業を開始した日」欄は、④欄の所定労働時間の短縮を開始した日を記入してください。
- ・所定労働時間の短縮を開始した日から遡って賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある月を2年間記入しますが、11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある被保険者算定対象期間を直近より12か月以上記入があれば以下は記入を省略できます。

(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(55ページ参照))

⑧「⑦の期間における賃金支払基礎日数」

- ・⑦欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑨「賃金支払対象期間」

- ・最上段には所定労働時間の短縮を開始した日の直前の賃金締切日の翌日から、所定労働時間の短縮を開始した日の前日までの期間を記入し、以下順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を2年間記入しますが、完全月で⑩欄の基礎日数が11日以上のある月を6か月以上記入する必要があります。6か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月も記入する必要があります。

(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(55ページ参照))

⑩「⑨の基礎日数」

- ・⑨欄の期間における賃金支払いの基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑪「賃金額」

- ・月給者はA欄に、日給・時給者はB欄に記入しますが、日給・時給者で月単位で支払われる賃金(家族手当・通勤手当等)はA欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。また、通勤手当を複数月分まとめて支払う場合は、該当月数で割り、それぞれの月に算入してください。
- ・A欄、又はB欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑫「備考」

- ・⑦欄から⑪欄の参考となることを記入してください。
例・賃金未払いがある場合
- ・出産・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
- ・休業手当が支払われたことがある場合
- ・⑧欄の基礎日数が11日以上のある月が12か月以上ない場合、または、⑩欄の基礎日数が11日以上のある完全月が6か月ない場合は、⑧欄及び⑩欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑬「賃金に関する特記事項」

- ・3か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- ・該当がない場合には斜線を引いてください。

※休業開始した日から遡った場合に要件を満たさず、産前休業開始日等を起算点とする場合(110ページ参照)、④⑦⑧欄は「休業を開始した日」を「産前休業を開始した日」と読み替えて記載してください。⑨⑩⑪欄は従前のとおり、育児休業を開始した日から遡って記載してください。詳細については、ハローワークにお尋ねください。